

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年4月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：10件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器内に敷設されているフレキシブル電線管の一部に熱による変色が認められたため、当該電線管を点検・修理	GⅠ	6月4日の再審議にてグレード変更 GⅡ→GⅠ
2	1号機	主低圧タービン（A）の点検において、内部車室下半水平継手面の締付ボルト（1本）のネジ部にカジリ傷が認められたため、当該ボルトを交換	GⅢ	
3	1号機	高圧注水系主ポンプ出口ドレン弁の下流側配管継ぎ手部より水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
4	3号機	原子炉建屋2階原子炉冷却材浄化系熱交換器室内に常設表示のない踏み台が設置されていたため、当該踏み台に常設表示板を取付（保安検査官気付き事項）	GⅡ	
5	3号機	タービン建屋1階第1給水加熱器（B）北側の床面補修モルタルに一部破損（範囲：40cm×40cm程度）が認められたため、当該部を点検・再補修（保安検査官気付き事項）	GⅢ	
6	3号機	原子炉建屋2階原子炉冷却材浄化系熱交換器室の原子炉格納容器除湿冷却系配管貫通部に液体のにじみの痕跡が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
7	5号機	原子炉格納容器除湿冷却系膨張タンクへの補給水弁制御用電磁弁の排気配管より油噴出の痕跡が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	GⅢ	
8	集中環境施設	補助ボイラ用脱気器（A）の液体浸透探傷検査において、レベル変換器取付フランジ面に指示模様（長さ：約10mmの亀裂、2箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	その他	使用済燃料共用プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）の出口流量記録計に動作不良（用紙送り不良）が認められたため、当該記録計用紙送り機構を点検・調整	GⅢ	
10	その他	主排気筒モニタ放射能換算数数の変更に伴う福島県原子力センター及び社内関係箇所への変更内容通知において、数値に誤記が認められたため、当該誤記を訂正及び対応検討	GⅡ	